

障がい者福祉のしおり



入善町保険福祉課

(令和6年4月)

<目 次>

○ 障害の種類と手帳について	1
○ 交通料金の割引 鉄道・バス のらんマイ・カー ウチマエくん タクシー 航空運賃（国内） 高速道路	2
○ 医療費助成制度 福祉医療・更生医療・長期疾病・通院公費・育成医療・特定疾患	5
○ 税制度の優遇 所得税・住民税・利子所得税・相続税・贈与税・自動車税	7
○ 福祉用具（用品）等の給付 補装具・日常生活用具・人工内耳用電池購入費・紙おむつ給付券	8
○ 公的年金・各種手当など 障害年金・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当 心身障害者扶養共済・生活福祉資金の貸付	10
○ 居宅サービス デイケア	12
○ 住宅の改善 重度障害者住宅改善費補助金・介護保険住宅改修費	13
○ 社会参加事業など 福祉作業所・心身障害児（者）通園費助成・福祉タクシー・ガソリン券 助成・手話奉仕員派遣・駐車禁止区域での駐車・施設観覧料等の減免	14
○ 障害者総合支援法に基づくサービス 居宅介護・短期入所・施設入所支援・就労支援等	16
○ 児童福祉法に基づく通所支援 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	18
○ 地域生活支援事業 相談支援・意思疎通支援・移動支援・日中一時支援 生活サポート・自動車運転免許取得・自動車改造助成等	20
○ 避難行動要支援者名簿登録事業	22
○ その他の福祉制度 NHK放送受信料減免・CATV 使用料減免・盲導犬購入費助成 富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証 等	23
○ 問い合わせ・相談	24
○ 障害者団体一覧	25

◆ 手帳制度 ◆

障害のある方が、いろいろな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
手帳	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
障害の程度 重度 ↑↓ 軽度	1級 ↑↓ 6級	A ↑↓ B	1級 ↑↓ 3級
旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	第1種 第2種	第1種(A) 第2種(B)	なし
必要書類	申請書 指定医意見書 写真(縦4cm×横3cm) 印鑑	申請書 調査書 写真(縦4cm×横3cm) 印鑑	申請書 診断書もしくは 障害年金証書 写真(縦4cm×横3cm) 印鑑
その他	障害の種類 視覚、聴覚、平衡機能 音声言語、肢体 心臓、腎臓、肝臓、呼吸器 直腸・ぼうこう、小腸、HIV	手帳申請の際に、生育歴 等詳細な聴き取りが必要 なため、母子手帳を持参 してください。	受診医療機関と相談の上 申請手続き
問い合わせ	役場保険福祉課 地域福祉係	役場保険福祉課 地域福祉係	役場保険福祉課 地域福祉係

<申請～交付まで>

必要書類を役場 保険福祉課へ提出 → (県へ進達) → 手帳交付(県→役場)
→ 本人宛に郵便にて交付案内 → 役場 保険福祉課にて受け取り

<次の場合は、届け出が必要です>

転入・転居 / 氏名変更 / 紛失・破損 した場合
手帳を返還する場合(障害程度の変更・死亡など)
(転出の場合 → 転出先の手帳担当課にて手続き)

※ 障害程度が変化した場合は、手帳の等級を変更できる場合があります。障害の程度については、各関係機関にご相談下さい。

(身体障がい者) 身体障害者福祉法の指定医
(知的障がい者) 児童相談所・富山県障害者相談センター
(精神障がい者) 精神保健指定医

→ 手帳等級変更が可能な場合：手帳再交付申請書等を保険福祉課へ提出

◆ 交通料金の割引 その1 ◆

1. 鉄道・バス

あいの風とやま鉄道 TEL 076-444-1300
 【問い合わせ】 JR TEL 076-265-5655
 富山地方鉄道・地鉄バス TEL 076-432-3456

交通機関	対象	割引となるもの	割引率
あいの風とやま鉄道	○ 身体障害者手帳第1種 ○ 療育手帳 A ○ 精神手帳 1級	本人及び介護者1名の普通運賃・回数券・定期券	5割引
	○ 身体障害者手帳第2種 ○ 療育手帳 B ○ 精神手帳 2・3級	本人の普通運賃・回数券・定期券 (本人が12歳未満の場合は、介護者の定期旅客運賃)	5割引
JR	○ 身体障害者手帳第1種 ○ 療育手帳 A	○ 本人の単独利用で100km超過の場合の、普通運賃 ○ 12歳未満児童の小児運賃(定期除く) ○ 介護者とともに乗車の場合の、本人及び介護者1名の普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・普通急行券	5割引
	○ 身体障害者手帳第2種 ○ 療育手帳 B	○ 本人の単独利用で100km超過の場合の、普通運賃 ○ 12歳未満児童の小児運賃(定期除く) ○ 12歳未満児童が定期乗車券を利用し介護者とともに乗車する場合の、介護者1名の定期乗車券	5割引
富山地方鉄道	○ 身体障害者手帳第1種 ○ 療育手帳 A ○ 精神手帳 1級	○ 本人の単独利用の場合の、普通乗車券 ○ 本人及び介護者1名の普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券	5割引
	○ 身体障害者手帳第2種 ○ 療育手帳 B ○ 精神手帳 2・3級	○ 本人の単独利用の場合の、普通乗車券 ○ 12歳未満児童が定期乗車券を利用し介護者とともに乗車する場合の、介護者1名の定期乗車券	5割引
地鉄バス	○ 身体障害者手帳第1種	本人の普通乗車券、及び介護者1名の普通乗車券	5割引
	○ 療育手帳 A ○ 精神手帳 1級	本人の定期券、及び介護者1名の定期券	3割引
	○ 身体障害者手帳第2種	本人の普通乗車券	5割引
	○ 療育手帳 B ○ 精神手帳 2・3級	本人の定期券	3割引

乗車券購入時の券売窓口や、降車の際の料金支払い時にて、手帳を提示すれば、それぞれの割引が適用された値段で乗車券を購入できます。

◆ 交通料金の割引 その2 ◆

2. 町営の交通機関 【問い合わせ】 入善町キラキラ商工観光課 TEL 0765-72-3802

交通機関	対象	割引となるもの	割引率
のらんマイ・カー	○ 身体障害者手帳第1種	本人の運賃	5割引
	○ 療育手帳 A ○ 精神手帳 1級	介護者の運賃	全額免除
	○ 身体障害者手帳第2種 ○ 療育手帳 B ○ 精神手帳 2・3級	本人の運賃	5割引
ウチマエくん	○ 身体障害者手帳第1種	本人の運賃	500円 → 300円
	○ 療育手帳 A ○ 精神手帳 1級	介護者の運賃	全額免除
	○ 身体障害者手帳第2種 ○ 療育手帳 B ○ 精神手帳 2・3級	本人の運賃	500円 → 300円

降車の際の料金支払い時に手帳を提示すれば、割引が適用されます。

3. タクシー運賃 【問い合わせ】 富山県タクシー協会 TEL 076-423-0622 富山県個人タクシー協同組合 TEL 076-424-1635

交通機関	対象	割引となるもの	割引率
タクシー	○ 身体障害者手帳 ○ 療育手帳	距離制運賃、時間制運賃及び待料金	1割引

降車の際の料金支払い時に手帳を提示すれば、割引が適用されます。

※ 一部のタクシー事業者では、精神障害者保健福祉手帳の所持者も割引があります。
 詳細は、利用するタクシー事業者にお問い合わせください。

4. 航空運賃（国内） 【問い合わせ】 各航空券販売所

交通機関	対象	割引となるもの
航空運賃	○ 身体障害者手帳 ○ 療育手帳 ○ 精神手帳	本人及び介護者1名の航空券（普通大人片道）の購入費が割引 ※ 割引率は、航空会社や路線によって異なる

券売窓口にて手帳を提示すれば、割引が適用された値段で航空券を購入できます。

◆ 交通料金の割引 その3 ◆

5. 高速道路料金

【問い合わせ】

入善町保険福祉課

TEL 0765-72-1841

NEXCO 中日本お客様センター

TEL 0120-922-299

交通機関	対象	割引区分	割引となるもの	割引率
有料高速道路	○ 身体障害者手帳第1種 ○ 療育手帳 A	道路介護	○ 本人が運転する場合の、通行料金 ○ 本人を乗せ、介護者が運転する場合の、通行料金	5割引
	○ 身体障害者手帳第2種	道路	本人が運転する場合の、通行料金	5割引

高速道路の通行料金の割引を受ける際は、本人情報や自動車情報の事前登録が必要です。事前登録した自動車料金所を通過すると、通行料金が割引されます。必要に応じ手帳の提示を求められます（スマートフォンアプリによる手帳情報の提示も可）。

令和5年3月27日から、事前登録した車以外でも割引を利用することができるようになりました。ただし、その場合はETCレーンでは割引の利用はできませんので、有人の料金所で係員に手帳を提示してご利用ください。

<登録手続きの受付場所> 保険福祉課 地域福祉係（4番窓口）

<登録手続きに必要なもの>

次の○がついたものを持参してください。

必要書類等	ETCなし	ETCあり
身体障害者手帳 or 療育手帳	○	○
登録する自動車の車検証	○	○
運転免許証（本人運転の場合）	○	○
障がい者本人名義のETCカード		○
ETC車載器の管理番号がわかる書類		○

<手続き内容>

- 有料道路障害者割引申請書に、次の事項を記入（申請書は役場 窓口にあります）
氏名、生年月日、住所、電話番号、手帳番号、自動車のナンバーや所有者
（ETC利用の場合）ETCカードの名義と番号、ETC車載器の管理番号
- 申請書の受付後、手帳に割引対象者であることを示すシールを貼り付け、自動車登録番号（または車両番号）を記入します。
- ETCを利用する方にはETC利用対象者証明書（および専用の封筒）を交付しますので、有料道路ETC割引登録係に郵送してください（84円切手が必要）。

<有効期限について>

この割引には、おおむね2年間の有効期限があります。有効期限が終了する日を手帳に記載しますので、確認してください。

期限が終了する日から2ヶ月前より、更新の申請を受け付けます。更新の申請方法は、新規の登録手続きと同じ要領です。

◆ 医療費助成制度 ◆

身体・知的・精神等の障害のある方に対して、様々な医療費助成があります。
 助成を受けるためには、事前に登録申請をし、受給資格証（及び認定通知書）の交付を受けてください。

1. 福祉医療

<対象> 身体障害者手帳所持者 ・ 療育手帳所持者 ・ 障害年金受給者 等
 全ての年齢に所得制限（世帯の所得 1,000 万円未満）あり

<医療費助成登録に必要なもの> 障害を証明する物（障害者手帳、障害年金証書の写し等）・保険証・印鑑・口座番号（償還払いの場合）

手帳種類		1～64歳	65歳～
身体障害者手帳	1・2級	自己負担額の全額を助成します 現物給付	後期高齢者医療の自己負担額の全額または一部を還付します 償還払い
	3級	自己負担額の2/3を助成します 償還払い	
	4～6級		自己負担額を一部助成します ※ 現物給付
療育手帳	A	自己負担額の全額を助成します 現物給付	後期高齢者医療の自己負担額の全額を還付します 現物給付
	B		自己負担額を一部助成します ※ 現物給付
精神障害者保健福祉手帳	1級	自己負担額の全額を助成します 現物給付	後期高齢者医療の自己負担額の全額または一部を還付します 償還払い
	2級		
	3級		
その他	特別児童扶養手当、障害年金（1～3級）の受給資格者	自己負担額の2/3を助成します 償還払い	後期高齢者医療の自己負担額の全額または一部を還付します （一部除外者あり） 償還払い

※ 65～69歳の方が対象（一部70～74歳まで償還払いにて助成します）

現物給付・・・役場から交付を受けた福祉医療費受給資格証を病院、薬局等へ提示すると、保険診療分の自己負担分の支払いが、不要になる、または減額されます。

償還払い・・・いったん、病院、薬局等で、保険診療分の自己負担分をお支払してください。
 後日、役場の窓口で申請されれば、助成額を指定の口座へ振り込みます。
 （申請時には領収書、印鑑、振込口座のわかるものが必要となります）

<問い合わせ> 保険福祉課 医療保険係 TEL 0765-72-1850

2. 自立支援医療その他

<対象> 身体障がい者・精神障がい者・障がい児・その他（難病患者等）

制度名	対象となる医療	医療機関	自己負担額	問い合わせ
更生医療 (18歳以上)	人工透析・ペースメーカー埋込術・冠動脈バイパス術・人工弁置換術・肝臓移植 等	指定	所得に応じて定める上限月額 (0円～20,000円) 又は医療費の 1割	保険福祉課 地域福祉係
精神通院医療	精神疾患による通院医療	指定		
育成医療 (18歳未満)	肢体不自由・骨疾患・視覚障害・食道閉鎖症・心臓疾患等	指定		
長期疾病	人工透析等	自己選定	世帯の所得税額による一部負担	加入医療保険
特定疾患等	原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち定められた疾患の治療	指定	世帯の所得税額による一部負担	新川厚生センター 52-2647

<手続き方法>

1. 各助成制度指定の診断書等を添えて、各問い合わせ窓口へ申請
2. 受給者証もしくは決定通知等の交付
3. 医療機関受診・支払（各制度で定められた自己負担額分）

※ 詳細については各問い合わせ窓口までご相談下さい。

<医療費はとっても複雑！>

医療費には、様々な助成制度があります。複数の助成を併用することもあります。
(例えば・・・)

人工透析を受けている方	福祉医療	+	長期疾病	+	更生医療
特定疾患の治療を受けている方	福祉医療	+	特定疾患		
精神通院医療を受けている方	福祉医療	+	通院公費		等

これらの助成の受給者として認定されると、医療費助成受給者証が交付されます。その受給者証は、受診時に医療機関窓口へ提示してください。

◆ 税制度の優遇 ◆

<対象> 身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者

各手帳所持者には、税制度に関していろいろな優遇があります。

税の種類	優遇制度	手続き	問い合わせ
所得税	障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者扶養控除	確定申告・年末調整時に 申告	魚津税務署 24-1370
住民税	障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者扶養控除	確定申告・年末調整時に 申告	税務課 72-1835
利子所得	利子所得の非課税 (マル優)	郵便貯金・預貯金・公債 受付窓口にて	魚津税務署 24-1370
相続税	障害者控除 特別障害者控除	申告の際に	
贈与税	贈与税の非課税	申告の際に	
自動車税 (普通自動車)	自動車税(環境性能割・ 種別割)の減免	自動車取得時に、自動車 税(環境性能割・種別割) 減免申請書を提出。 ※ 軽自動車税の減免 を受ける際は、毎年 の申請が必要(5月 の中旬に受付)。	富山県総合県税 事務所 自動車税センター 076-424-9211
(軽自動車)			税務課 72-1833

※ 手帳の種類・障害の程度により優遇の内容及び提出書類が異なります。
詳細は、各問い合わせ窓口まで。



◆ 福祉用具（用品）等の給付 ◆

1. 補装具

身体障がい者等の日常生活・職業生活を支援するために、からだの失われた部分や思うように動かせない部分を補うのに必要な福祉用具を給付します。

<対象> 身体障害者手帳所持者・難病患者等と認められる方
(労災・介護保険対象者(一部)除く)

障害内容	<給付品目>	自己負担
	○障害程度及び内容により給付品目が違います。 ○医師の意見書・県の判定が必要な場合があります。	
視覚障害	盲人安全杖、義眼、眼鏡（コンタクトレンズ）	所得に応じて定める 上限月額 (0円～ 37,200円) 又は基準額の1割
聴覚障害	補聴器	
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、座位保持装置、歩行器、歩行補助杖 重度障害者用意思伝達装置	

2. 日常生活用具

障害のある方が日常生活を営む上での不便を軽減し、自立した生活を容易にするために必要な福祉用具を給付します。

<対象> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
難病患者等と認められる方 (労災・介護保険対象者(一部)除く)

障害内容	<給付品目>	自己負担
	○障害程度及び内容により給付品目が違います。 ○医師の意見書が必要な場合があります。	
視覚障害	拡大読書器・盲人用時計・盲人用タイプライター・電磁調理器・ 点字図書など	所得に応じて定める上 限月額 (0円～ 37,200円) 又は基準額の1割
肢体不自由	特殊寝台・特殊マット・入浴補助用具・移動用リフト・携帯用会 話補助装置・居宅生活動作補助用具・一本つえなど	
聴覚障害	屋内信号装置・情報受信装置・聴覚障害者用通信装置など	
その他 (内部障害等)	ストマ用装具、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器 透析液加温器、酸素ボンベ運搬車など	
知的障害	頭部保護帽、電磁調理器など	

<補装具・日常生活用具の手続>

1. 給付希望品目についての相談受付（役場保険福祉課）
（※事前の申請なく購入や修理をされますと、公費の補助が受けられませんのでご注意ください。）
2. 意見書（指定医療機関にて記入）を添えて申請（意見書不要の場合もあり）
（必要書類：申請書・意見書・印鑑）
3. 決定通知を郵送（役場→本人および業者）
4. 業者から用具を納入、自己負担額を業者へ支払う
（※入善町と契約をしている業者に限る。）

- ※ 労働災害での補装具・日常生活用具給付が可能な方は、労災にて給付
→ <問い合わせ> 魚津労働基準監督署 TEL:0765-22-0579
- ※ 介護保険給付品目で対応可能な方は、介護保険を利用
→ <問い合わせ> 各ケアマネジャー

3. 人工内耳用電池購入費の助成

人工内耳を装用する障がい児の、人工内耳用の電池の購入費用の一部を助成します。

- （対象者） 聴覚障害による身体障害者手帳を持っており、人工内耳を装用している18歳までの児童（所得制限あり）
- （助成額） 3万円以内（1年度につき1回）
- （手続き） 人工内耳用電池を購入（領収書の発行）
→申請書、請求書、領収書その他必要書類を提出
→決定通知 → 助成金の支給

4. 紙おむつ給付券の支給

重度の障害があり、常時紙おむつを必要とする在宅の人に、紙おむつ給付券を支給します。（日常生活用具での紙おむつ給付対象者を除く。）

- （対象者） 身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級所持者 療育手帳A所持者
精神保健福祉手帳1級所持者
- （支給量） 住民税課税世帯 …… 36,000円分（900円/枚 × 40枚）
住民税非課税世帯 …… 68,400円分（900円/枚 × 76枚）
- （手続き） 支給申請書提出 → 審査・紙おむつ給付券交付
→ 購入（取扱店にて） → 給付券利用（差額分支払）

< 福祉用具（用品）等給付についてのお問い合わせ >

役場保険福祉課

（補装具・日常生活用具・人工内耳用電池購入費の助成）

地域福祉係 TEL0765-72-1841

（紙おむつ給付券）

高齢福祉係 TEL0765-72-1845

◆ 公的年金・各種手当など ◆

身体・知的・精神等の障害のある方（と介護者）に対する経済的支援制度として、以下のような手当や年金があります。

<対象> 各手当等の診断書により認定された者

0～19歳		20歳～	
特別児童扶養手当	<p>在宅の精神または身体に中度以上の障害を有する児童を養育する者に支給</p> <p>※ 特別児童扶養手当用の診断書もしくは療育手帳Aで認定</p> <p>※ 所得制限があります</p> <p><支給額> (令和6年4月以降)</p> <p>1級 月額 55,350円</p> <p>2級 月額 36,860円</p> <p><問い合わせ></p> <p>役場保険福祉課 地域福祉係</p>	障害年金	<p><年金の種類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金障害基礎年金 1～2級 ・ 障害厚生年金 1～3級 ・ 障害共済年金 1～3級 <p>※ 傷病による初診日に加入していた年金窓口へ請求。</p> <p style="padding-left: 20px;">20歳前の障害の場合：国民年金</p> <p>※ 各年金制度の障害年金用診断書で認定。（既に老齢年金を受給している方は原則請求できません。）</p> <p><問い合わせ></p> <p>国民年金：住民環境課 住民係</p> <p>厚生年金：魚津年金事務所</p> <p>共済年金：勤務先</p>
障害児福祉手当	<p>精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅児童（20歳未満の人）に支給</p> <p>※ 障害児福祉手当用の診断書で認定</p> <p>※ 所得制限があります</p> <p><支給額> (令和6年4月以降)</p> <p>月額 15,690円</p> <p><問い合わせ></p> <p>役場保険福祉課 地域福祉係</p>	特別障害者手当	<p>精神又は身体に著しい重複の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅者に支給</p> <p>※ 特別障害者手当用診断書で認定</p> <p>※ 所得制限があります</p> <p><支給額> (令和6年4月以降)</p> <p>月額 28,840円</p> <p><問い合わせ></p> <p>役場保険福祉課 地域福祉係</p>

<手帳の等級と手当等の等級は同じ？>

障害者手帳の等級と各種手当の等級とは、必ずしも一致するものではありません。それぞれ別の認定基準が定められています。例えば、手帳の等級が1級でも、手当の等級が2級になったり、支給要件に該当しなかったり、といったことがあります。手帳・年金・手当それぞれ手続きが必要になりますのでご注意ください！

◆ その他の手当 ◆

◆ 児童扶養手当 ◆

ある児童が、父または母の監護を受けられない状況※に置かれている場合には、その児童を「監護する母」、「監護し、かつ生計を同じくしている父」、「父母にかわってその児童を養育している人」に対し、児童扶養手当が支給されます。

※ 父か母が重度障がい者、父母が離婚した、父か母が死亡した、等

(支給額) (令和6年4月以降)

児童1人の場合 ・全部支給 45,500 円
・一部支給 10,740 円 ~ 45,490 円

- 対象児童が 2人の場合、この金額に5,380円 ~ 10,750円の加算
3人目以降はさらに3,230円 ~ 6,450円ずつ加算されます。
- 所得制限があり、支給額は所得に応じて決定されます。

<問い合わせ> 結婚・子育て応援課 子育て支援係 TEL 0765-72-1857

◆ 資金貸付・扶養共済（年金） ◆

<対象> 身体障がい者 ・ 知的障がい者 ・ 精神障がい者

◆ 心身障害者扶養共済制度 ◆

障害のある方を扶養している保護者が加入できる、共済制度です。加入者は、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めます。そして、加入者が死亡したときから、扶養されていた障害のある方に、終身一定額の年金が支給されるようになります。

<問い合わせ> 保険福祉課 地域福祉係

◆ 生活福祉資金の貸付 ◆

低利な（無利子～年1.5%）貸付制度
生業・技術取得・住宅・就学・災害対策等に対して貸付を行います。

<問い合わせ> 入善町社会福祉協議会 TEL 0765-72-5686

◆ 居宅サービス ◆

◆ デイケア ◆

(精神障がい者)

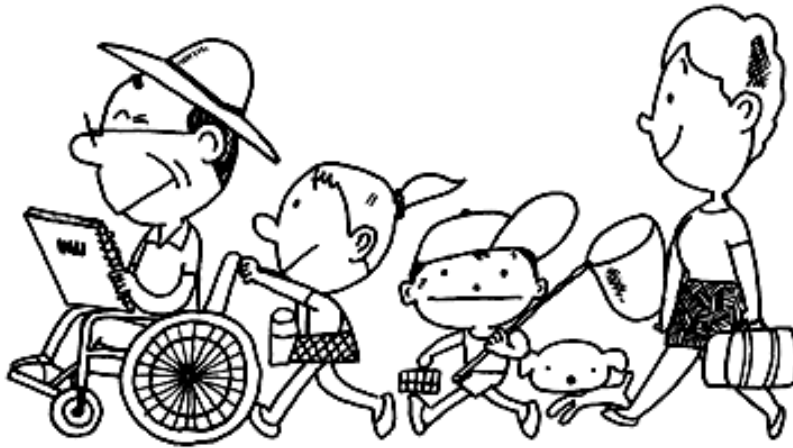
回復途上の精神障がい者の社会参加促進のため、集団行動、レクリエーション活動、創作活動、生活指導などを行います。

<実施事業所>

デイケア事業を行う医療機関 新川厚生センター

<利用者負担> 各事業所の規定による

<問い合わせ> 各医療機関・新川厚生センター



◆ 住宅の改善 ◆

<対象> 身体障がい者 ・ 知的障がい者

重度障害者住宅改善費補助

重度障がい者の家庭における生活環境の向上を図るため、安全性又は利便性に配慮した住宅への改善などを行う場合に、その費用の一部を補助します。

(対象者)

身体障がい者 : 視覚・肢体不自由1～2級所持者
内部障害1～2級所持者で車椅子交付者

知的障がい者 : 療育手帳A所持者

(助成額 : 対象工事費90万円限度)

所得税非課税世帯 対象工事費の10/10

所得税課税世帯(所得制限あり) 対象工事費の2/3

※ 介護保険、日常生活用具の住宅改修費を支給可能な場合はその対象分を除く。

<手続き方法>

～ 必ず工事着工前に申請すること ～

1. 相談受付(役場保険福祉課)
2. 補助金申請書提出
(必要書類: 申請書・見積書・改善前後の図面・改善前写真・印鑑)
3. 調査
4. 支給決定通知(役場 → 本人)
5. 工事着工
6. 工事完了・支払後に実績報告提出
(必要書類: 実績報告書・領収書・改善後写真・請求書・印鑑)

<問い合わせ> 保険福祉課 地域福祉係

< 参 考 >

介護保険 住宅改修費

在宅の要介護、要支援者が居住する住宅に手すりの取り付けなど小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を支給します。

(対象者)

介護保険の要介護・要支援の認定を受けた者

(支給額 : 対象工事費20万円限度)

対象工事費の7/10 ～ 9/10

<問い合わせ> 各ケアマネジャー

◆ 社会参加事業など ◆

<対象> 身体障がい者 ・ 知的障がい者 ・ 精神障がい者 ・ 障がい児

福祉タクシー・ガソリン券助成

在宅療養中で、電車・バス等の公共交通機関の利用が困難な重度の障がい者に対し、その社会参加促進のため、タクシー利用料金の一部もしくは本人及び本人と生計を一にする家族の運転する車両のガソリン代金の一部を助成します。

<対象者 : 在宅の障がい者>

身体障がい者：視覚・聴覚・肢体不自由の1・2級身体障害者手帳所持者、
腎臓機能障害の1級身体障害者手帳所持者

知的障がい者：療育手帳A所持者

精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳1級所持者

<助成額等>

タクシー・ガソリン共通利用券 500円券×30枚=15,000円(年間)

※入善町と協定を締結しているタクシー会社、入善町石油業商業組合加入給油所及びみな穂農業協同組合カーポート入善給油所で利用できます。

<助成方法>

毎年3月末に該当者に案内(引換券付き)を発送 → 保険福祉課にて交付

<問い合わせ> 保険福祉課 地域福祉係

心身障害者(児)通園・通学費助成

在宅の障がい者で児童福祉施設・特別支援学校・福祉作業所等に通園・通学等をする方(またはその保護者)に対し、通園、通学費等の助成を行います。

(1) 特別支援学校へ通学する児童	基本月額 4,000円
(2) 児童発達支援を行う施設へ通園する児童	基本月額 6,000円
(3) 町内の障害福祉サービス事業所等へ通所する方	基本月額 3,000円
(4) 町外の障害福祉サービス事業所等へ通所する方	基本月額 4,000円

※ 通学及び通所の日数が月に5日を越えるものが対象となります。

※ 原則、施設等が送迎車を配車している場合、その利用の有無によらず基本月額の1/2の助成となります。

※ (3)に該当し、かつ施設等の送迎車を利用している場合は補助の対象となりません。

(申請方法) 10月と3月に役場保険福祉課へ申請

(必要書類) 申請書・通学証明書等

<問い合わせ> 保険福祉課 地域福祉係

◆ 駐車禁止区域における駐車 ◆

歩行困難な身体障がい者が運転する場合、また介護者等が運転する車に同乗する場合、駐車禁止区域での駐車が認められることがあります。

(必要書類等) ・身体障害者手帳・印鑑・運転免許証・車検証

<問い合わせ・申請場所> 入善警察署 交通課 72-0110

< 参 考 >

◆ 入善町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業 ◆

軽度・中等度の難聴児（両耳の聴力レベルが30 デシベル以上 70 デシベル以下であって、身体障害者手帳の交付対象とならない児童）の補聴器の購入に要する費用を補助します。補助金額は補聴器等の種類によって異なりますので、お問い合わせください。

<問い合わせ> 保険福祉課 地域福祉係

◆ 施設観覧料等の減免 ◆

<対象> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者

- 町内施設及び県内施設等において、手帳提示により手帳所持者及び付添者の観覧料等が減免になる場合があります。減免の対象者や減免の多寡は、施設によって異なります。

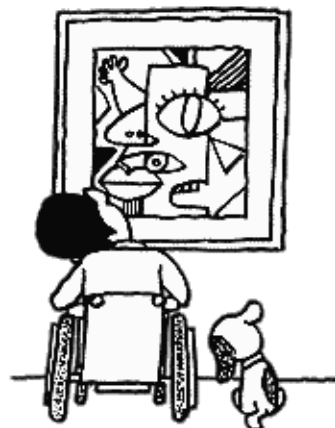
<町内施設>

入善町舟見城址館

入善町下山芸術の森 アートスペース

- ※ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する者及び付添者の観覧料が全額免除

<問い合わせ> 各施設



◆ 障害者総合支援法に基づくサービス ◆

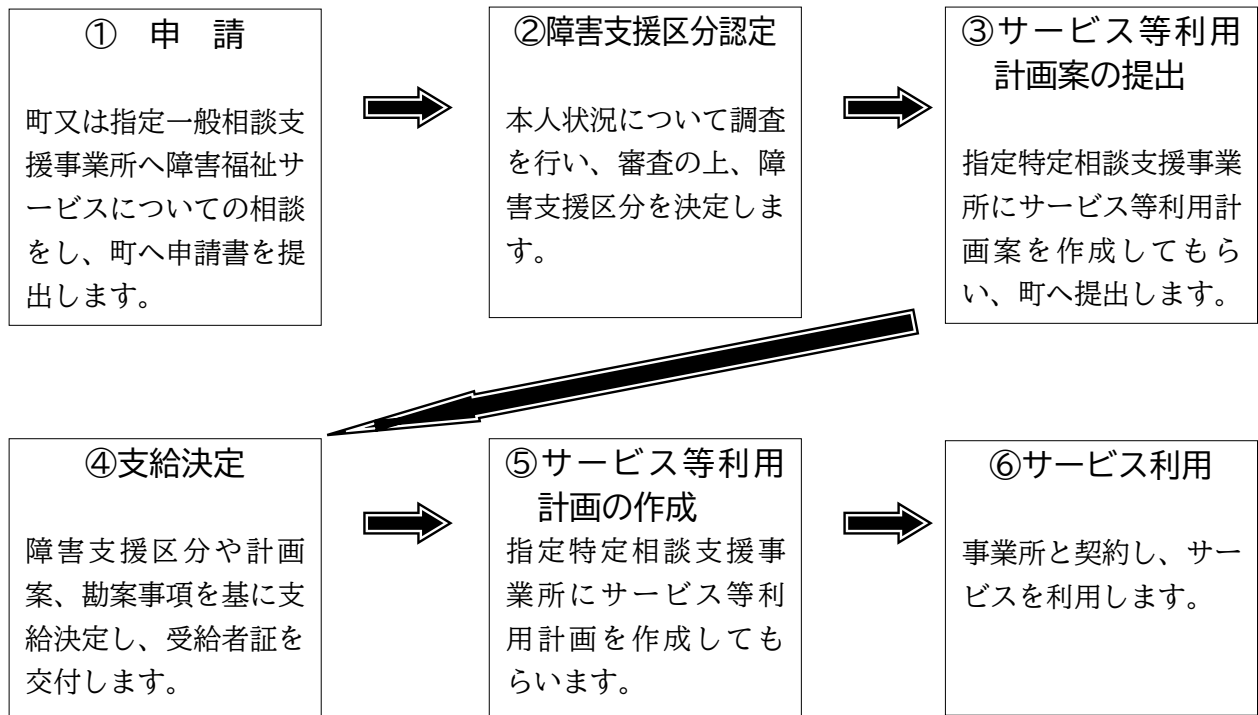
＜対象＞身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・障がい児・難病患者等と認められる者		
	サービスの種類	内 容
介 護 給 付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時において必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度障害者包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間に、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
支 援 給 付	地域移行支援	障害者支援施設に入所している又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、居住の確保、地域における生活へ移行することに関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、特性に起因して生じた緊急事態等において、相談等の支援を行います。
訓 練 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労選択支援 (R7.10月～開始)	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の生活面の課題や企業や関係機関等連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時のタイミングで適切な支援を行います。

＜近隣の事業所＞

◇新川むつみ園	…	施設入所支援、生活介護、自立訓練(生活訓練)、 就労継続支援B型、共同生活援助、短期入所	78-1131
◇にいかわ苑	…	生活介護、 就労継続支援B型、共同生活援助、短期入所	74-2520
◇工房あおの丘	…	生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型	72-2248
◇東京堂	…	共同生活援助、就労継続支援B型	32-3007
◇くろべ工房高島	…	生活介護、就労継続支援B型	32-4470
◇入善町社会福祉協議会	…	居宅介護	72-5686
◇J Aみな穂ケアセンター	はびねす…	居宅介護	74-1852

障害福祉サービスの利用の仕方

<手続きの方法>



<申請に必要な書類>

- ① (介護給付費等) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ② 計画相談支援給付費支給申請書
- ③ 計画相談支援依頼(変更)届出書
- ④ 世帯状況・収入等申告書 ※ 必要に応じてこれら以外の書類の提出を求めることがあります。

<サービスに係る費用>

世帯の所得に応じて次の5区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、利用したサービスに係る費用の1割分が負担上限月額を下回る場合は、その額が負担額となります。

区分	収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人		0円
低所得1	住民税非課税世帯で障害者本人(または障害児の保護者)の年間収入が80万円以下の人		0円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人		0円
一般1	住民税課税世帯かつ所得割16万円未満(児童及び20歳未満の施設入所者は28万円未満)の世帯の人	居宅で生活する障害児	4,600円
		居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	住民税課税世帯で一般1に該当しない人		37,200円

◆ 児童福祉法に基づく通所支援 ◆

<対象> 障がい児・療育が必要な児童 ・ 難病患者等と認められる者

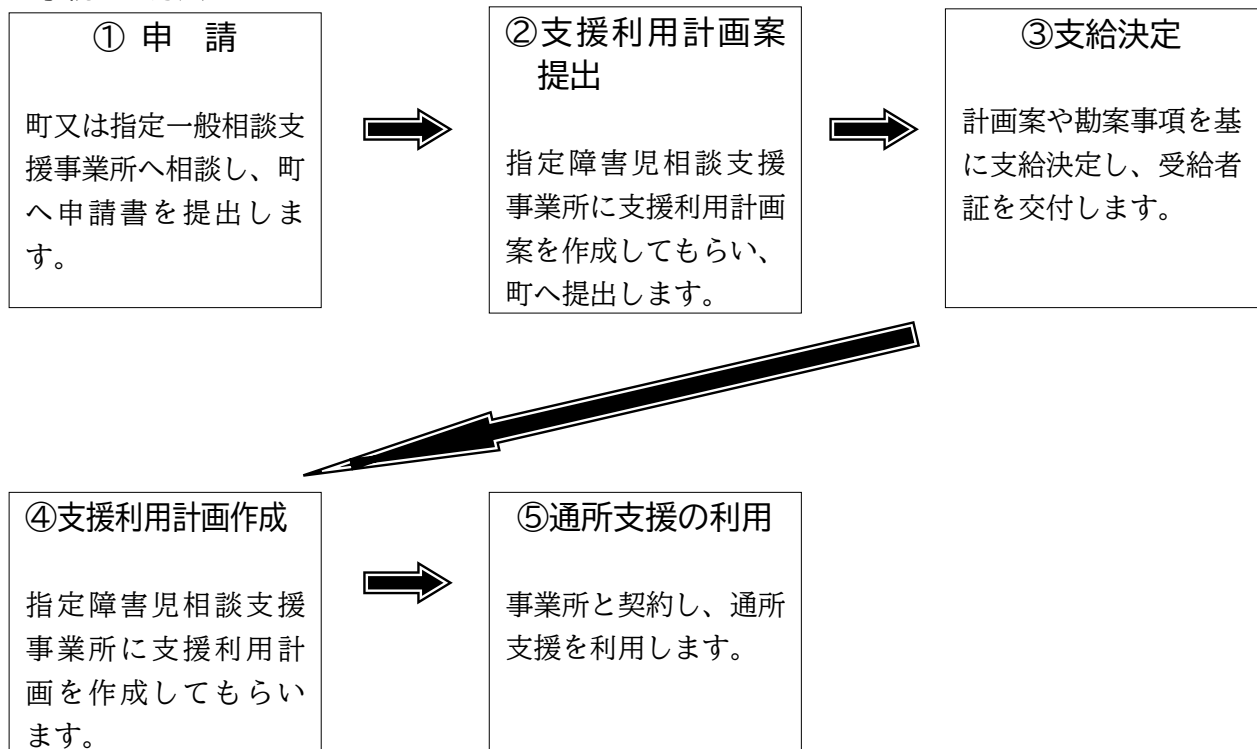
支援の種類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

<近隣の事業所>

- ◇のびのbe-サポートあおの丘 … 放課後等デイサービス TEL 72-3838
- らいぶず-サポートあおの丘
- ◇すてっぷサポートわんぱく工房 … 放課後等デイサービス TEL 56-7283
- ◇ういるサポートわんぱく工房 … 放課後等デイサービス TEL 56-7283
- ◇つくし学園 … 児童発達支援、保育所等訪問支援 TEL 24-3240

通所支援の利用の仕方

<手続きの方法>



<申請に必要な書類>

- ① 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ② 障害児相談支援給付費支給申請書
- ③ 障害児相談支援依頼（変更）届出書
- ④ 世帯状況・収入等申告書

※ 必要に応じてこれら以外の書類の提出を求めることがあります。

<通所支援の利用に係る費用>

世帯の所得に応じて次の5区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、利用したサービスに係る費用の1割分が負担上限月額を下回る場合は、その額が負担額となります。

なお、同一の保護者が障害福祉サービスと通所支援のどちらも支給決定を受けている場合、それぞれに認定された負担上限月額のうち最も高い額が基準額となり、基準額を超える額は高額障害福祉サービス等給付費等として給付されます。

区分	収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	住民税非課税世帯で年間収入が80万円以下の人	0円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	0円
一般1	住民税課税世帯かつ所得割28万円未満の世帯の人	4,600円
一般2	住民税課税世帯で一般1に該当しない人	37,200円



◆ 地域生活支援事業 ◆

<対象> 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・障がい児

① 相談支援

障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。

〈指定一般相談支援事業所〉

(身体・知的障害に関する相談) 新川むつみ園 TEL 0765-78-1131

(精神障害に関する相談) サポート新川 TEL 0765-23-0009

② 意思疎通支援

聴覚、言語機能などに障害があるために意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(実施事業所) 富山県聴覚障害者協会(富山市) TEL 076-441-7331

③ 日常生活用具給付・貸与(→6ページ)

重度障がい者等に自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

④ 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者に外出のために必要な支援を行います。

(実施事業所) 工房あおの丘 (入善町) TEL 0765-72-2248

ニチイケアセンター黒部(黒部市) TEL 0765-56-8111

⑤ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会を提供し、活動を通して社会との交流を促進します。

(実施事業所) サポート新川 (魚津市) TEL 0765-23-0009

⑥ 日中一時支援

障がい者(児)を日中、介護する人がいない時に一時的な見守り支援を行います。

(実施事業所)

区分	施設名	設置者名	所在地	TEL
障がい者	新川むつみ園	(新川むつみ園)	入善町	0765-78-1131
	あつま〜れ	(にいかわ苑)	入善町	0765-74-2520
	工房あおの丘	(工房あおの丘)	入善町	0765-72-2248
	わんぱく工房	(くろべ福祉会)	黒部市	0765-56-7283
	カエルの子	(ゆきあかり)	朝日町	0765-83-2216
	はまなす	(愛語会)	入善町	0765-76-0630
	花日和	(ひので)	朝日町	0765-83-2287
	まごの手	(つむぎ)	黒部市	0765-54-0053
	こもれ日	(アイ福祉サポート)	黒部市	0765-33-4522
障がい児	富山県立黒部学園	(富山県立黒部学園)	黒部市	0765-52-1354
	高志野ベース レフト	(KUROBE Five-O)	黒部市	0765-33-5488

⑦ 自動車運転免許取得・自動車改造費助成（所得制限あり）

- ・身体障がい者が運転免許を取得する場合、取得費用の 2/3（10 万円を限度）を助成します。 ※ 自動車学校に入校する前に申請が必要
- ・重度の障害がある方が運転する自動車を使用しやすいように改造する場合、改造費の 10 万円までを助成します。 ※ 改造する前に申請が必要

⑧ 社会参加促進（ハートフル・フェスティバル）

障がいのある人、ボランティア、地域の人との交流のために開催するイベントです。障がいのある人の施設内外での活動についての発表や、各支援団体による展覧等を通じて、障がいについての理解を深め、相互理解を図ります。

⑨ 成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が必要でありながら、それが難しい状況にある方に対して、制度の利用の支援をします。身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に、町が申立てを行ったり、本人等の財産状況では申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合に、その費用を支給したりします。

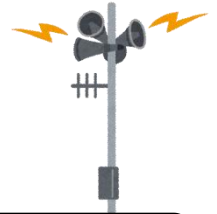
⑩ 訪問入浴サービス

身体障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。





◆ 避難行動要支援者名簿登録事業 ◆



<対象> 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・支援を希望される方 など

災害が発生した時や災害の恐れがあるとき、自力で避難することが難しい高齢者や障がいをお持ちの方など（避難行動要支援者）に対して、災害（避難）情報の伝達や避難場所への誘導などの支援が必要となります。

入善町では、支援を必要とする方を把握するために、災害時の支援を希望される方の名簿をつくり、地域の支え合い・助け合いによって、避難行動要支援者を支援できる仕組みづくりを推進します。

<対象者：在宅の障がい者>

以下要件に該当しなくても、支援を希望される方は、登録が可能です。

身体障がい者：視覚・聴覚・体肢機能障害の1・2級身体障害者手帳所持者

知的障がい者：療育手帳A所持者

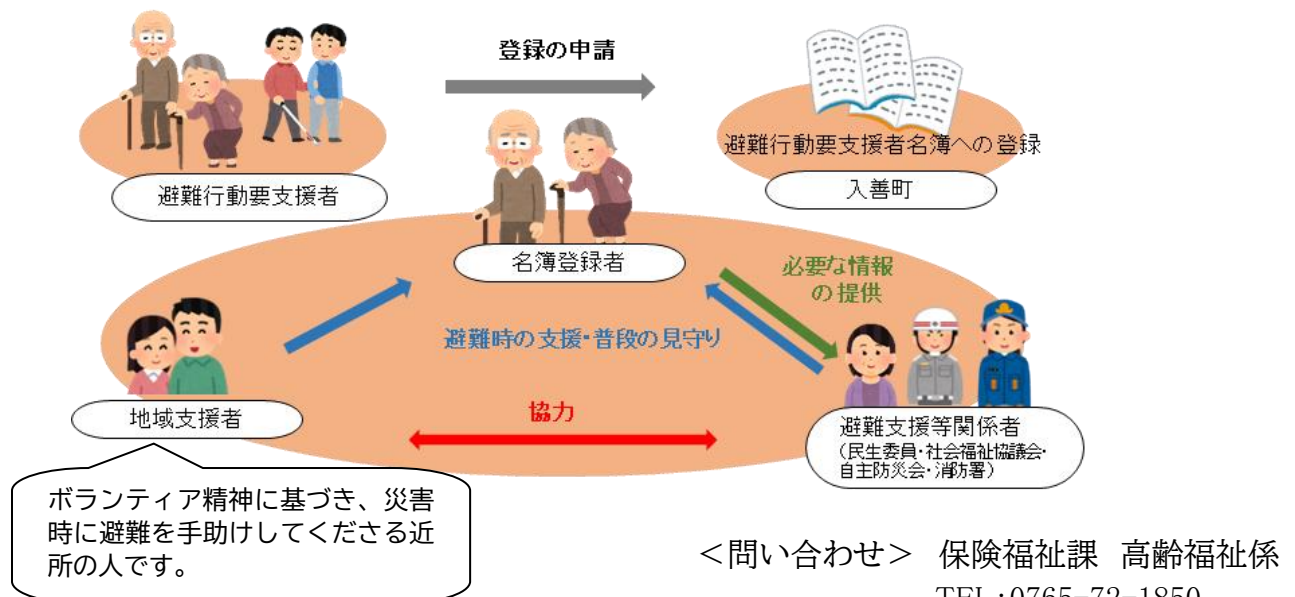
精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳1級所持者

<登録の流れとしくみ>

- ① 登録を希望する方は、保険福祉課へ申請してください。
- ② 町が、登録に同意した人の情報を整理し、名簿や地図に登録します。また、必要な方には誰が支援して、どの経路で、どこに避難するかなどを記載した個別避難計画書を作成します。
- ③ 関係（支援）機関の間で名簿・地図を共有し、災害時に支援にあたります。
- ④ 申請書の内容に変更がある時は、保険福祉課までご連絡をお願いします。

避難行動要支援者名簿登録事業の仕組み（イメージ）

※名簿の登録により災害時の支援が保証されるものではありません。



◆ その他の福祉制度 ◆

<対象> 身障手帳所持者 ・ 療育手帳所持者 ・ 精神手帳所持者

福祉制度の名称	内 容	問い合わせ・申込先
NHK放送 受信料の減免	<p><全額免除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的扶助受給者（生活保護） ・ 障害手帳を所持している方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合 <p><半額免除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯主が、視覚及び聴覚障がい者及び重度（身体1～2級、療育A、精神1級）の手帳所持者 	<p>NHK富山放送局 076-444-6640</p> <p>保険福祉課 地域福祉係</p>
ケーブルテレビ 使用料の減免	NHK放送受信料の減免に準ずる (ただし特別障害者手当の所得制限に限る。エコノミー契約に限る)	<p>みらーれTV 0765-74-9321</p>
盲導犬購入費の 助成	18歳以上で重度の視覚障がい者が就労のために盲導犬を導入する場合に購入を助成	<p>県視覚障害者協会 076-425-6761</p>
盲ろう者向け 通訳・介助員派遣 事業	視覚及び聴覚の両方に障害のある者（盲ろう者）の移動等を支援するため、通訳・介助員を派遣する。費用は無料。ただし、利用者と行動を共にしている間の通訳・介助員が利用した交通機関等の利用に係る料金は、利用者の負担とする。	<p>申込先 県聴覚障害者協会 076-441-7331</p>
(104)電話番号 案内無料サービ ス	視覚障がい者、肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2級の方に番号案内が無料	NTT各支店
入善町訪問指導 事業	寝たきりの方や家庭で療養中の方のお宅を保健師が訪問し、リハビリ指導や健康相談を行う	<p>サンウェル 保健センター 0765-72-0343</p>
郵便料金の減免	<p><無料>点字のみを揚げたもの、盲人用録音物、点字用紙</p> <p><その他>点字小包、心身障害者用冊子小包、聴覚障がい者用小包</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本郵便株式会社 ホームページ ・ 各郵便局
携 帯 電 話 基 本 使用料等の割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 基本使用料、通話料等が割引	各種携帯電話会社
富山県ゆずりあい パーキング(障害者 等用駐車場)利用証	障害者等用駐車区画を優先利用できる者であることを、行政が示す利用証 身体障害者手帳の一部、療育手帳A、精神手帳1～2級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県厚生企画課 ・ 入善町保険福祉課

◆ 問い合わせ ・ 相談 ◆

- 1 入善町役場 保険福祉課 地域福祉係 TEL 0765-72-1100 (内線 141、147)
0765-72-1841 (直通)
- 2 富山県障害者相談センター
住所 富山市下飯野 3 6 TEL 076-438-5560
- 3 新川厚生センター
住所 黒部市堀切新 3 4 3 TEL 福祉課 0765-52-1233
保健予防課 0765-52-2647
- 4 富山児童相談所
住所 富山市東石金町 4 - 5 2 TEL 076-423-4000

5 身体障害者相談員

障害名	氏名	住所	TEL・FAX
聴覚	稲村 哉	下山 2 2 9 - 3	0765-78-1670 (FAX)
肢体	池原 正	櫛山 1 1 6 0	0765-72-0463
肢体	山下 志吾	芦崎 2 1 - 2	0765-76-0058
内部	市森 房子	浦山新 5 3 3	0765-78-0384

6 知的障害者相談員

氏名	住所	TEL・FAX
山本 悦子	舟見 1 0 8 8 - 2	0765-78-1070
若林 清彦	舟見 2 4 3 1	0765-78-1932

7 各地区民生委員・児童委員

役場 保険福祉課 地域福祉係 までお問い合わせください。

8 新川障害者就業・生活支援センター

新川むつみ園 入善町浦山新 2 2 0 8 TEL 0765-78-1140

《指定一般相談支援事業所》

- ① 身体・知的障害に関する相談 新川むつみ園 TEL 0765-78-1131
- ② 精神障害に関する相談 サポート新川 TEL 0765-23-0009

お気軽にお電話ください。専門のスタッフが相談に応じます。

◆ 障害者団体一覧 ◆

入善町にある、障がいをお持ちの方を支援する団体です。
 会員を募集しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

(五十音順)

団体名	代表者・連絡先	活動内容
入善町手話サークルこぶしの会	会長 高澤 秀子 ☎0765-72-1286 ☎090-2121-3681	健常者・聴覚障害者の意識をせず、自由奔放、和気あいあいとやっています。 遊びにきてね！ ・毎週水曜日 ・入善町民会館 第3研修室
入善町身体障害者協会	会長 杉田 弘志 ☎0765-78-1279 ☎090-5174-7664	身体に様々な障害があるもの同士が集い、自立更正を目指し励ましあい、相互に助け合いながら人格を高め、特に会員同士のふれあいや親睦を大切に、協力して社会参加に努めています。 ぜひ、お気軽に入会してみませんか。
入善町手をつなぐ育成会	会長 上田 俊一 ☎0765-74-2005	知的障がいのある人たちを支える家族や支援者の会です。 各種相談や施設との交流会、地域ボランティア、親子教室などの活動をしています。
ほほえみ家族会	事務局 新川厚生センター ☎0765-52-2647	心の病（障がい）がある人の家族で、病気の回復と再発の防止、家族の心の負担を軽くすることを目的に活動しています。

MEMO

